

令和 5 年 8 月 30 日

## 仕事と家庭の調和を図るための雇用環境整備 行動計画

社員が仕事と生活の調和を図り、その能力をより発揮しやすい雇用環境を整備するために、次のように行動計画を策定する

### 1. 計画期間

令和 5 年 8 月 30 日 ～ 令和 7 年 8 月 29 日 までの 2 年間

### 2. 内容

#### 【目標 1】

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する

〈対策〉 令和 5 年 9 月 ～

半年に一回以上を目処に周知する

#### 【目標 2】

年次有給休暇の取得日数を、計画年休を含めて、勤続 4 年半未満の者で 6 日以上、それ以上の者で 7 日以上となるよう取り組み、これを推進する

〈対策〉 令和 5 年 9 月 ～

毎年 9 月 と 4 月 に再周知と実績を確認する

※年次の起算日を 8 月 30 日とする

※就業規則：年次有給休暇の付与日数

勤続 6 ヶ月 / 10 日 同 1.5 年 / 11 日 同 2.5 年 / 12 日 同 3.5 年 / 14 日

同 4.5 年 / 16 日 同 5.5 年 / 18 日 同 6.5 年以上 / 20 日

#### 【目標 3】

業務上必要となる資格の取得および更新費用を、会社が全額助成する制度により、有資格者を増やす

〈対策〉 令和 5 年 9 月 ～

I M S ( I S O 品質・環境統合マニュアル) の教育訓練により  
月ごとに実績を確認する

以上



三光テクノ株式会社